

京都市訓令甲第 35 号

教育委員会事務局

学 校

幼 稚 園

教 育 機 関

京都市教育長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 22 年 3 月 31 日

京都市長 門 川 大 作

第 5 条第 2 項中「南区小中一貫校開設準備室長」を「凌風小中学校開設準備室長」に改め、「下京涉成小学校教育企画推進室長」及び「音楽高校改革推進・建設室長」を削り、同条第 15 項本文中「下京涉成小学校教育企画推進室」及び「音楽高校改革推進・建設室」を削る。

別表課長（教育機関の課長を除く。）、教育環境整備室長、音楽高校改革推進・建設室長、情報化推進総合センター所長、体育健康教育室の保健課長、生涯学習部の生涯学習推進課長、生涯学習総合センターの分館の館長及び中央図書館の分館の館長の項中「音楽高校改革推進・建設室長」を削る。

別表総務課長の項第 3 号及び教職員給与課長の項第 1 号中「児童手当法による児童手当」を「児童手当及び子ども手当」に改める。

附 則

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(行財政局人事部人事課)